

「関」歌の様相

—『萬葉集』における—

廣岡 義隆

○キーワード＝隔概念・恋情表現語・井関・しがらみ・井堤

一、はじめに

『萬葉集』の中において「関」及びその周辺の語がどのように表現されているかを明らかにするのが当稿の目的である。即ち、「関」が直接に出て来る歌と共に、「しがらみ」「井堤」「せく」などといったその周辺の語が出て来る歌を取り上げ、その語の表現と、定位されるに至る過程とを考究する。

以下、引用萬葉歌の歌頭に整理番号(01)～(47)を付して示した。

二、「しがらみ」の歌

『土左日記』には、水不足の淀川を難渋して舟で遡る様子が描かれている。

舟をひきつつのぼれども川の水なければゐざりにのみぞる。
（二月九日条）

往時は舟運が利用され、川を遡った様が見て取れる。古代の帝都は水系に造られたことが広く指摘されている。水運を考慮してのものである。また運河様のものが作られていたことも判明している（注1）。川に井堰を置き、水を塞き止めてプールすれば、飛鳥川や泊瀬川のような小さな川であっても容易に舟を上流へと進めることが出来る。時間を要したであろうことは想像に難くないが。往時はパナマ運河の閘門同様の方式で、舟を上流へと進めたのであろう。ただし、以下に展開する井堰に関する詠歌の全てが水運の例ではなく、水利（即ち農業灌溉用水としての井堰も少なくはなかったと考えられる。

(01) 明日香川四我良美渡之塞益者進留水母能杼尔賀有萬思

一云 水乃与杼尔加有益（2・一九七、

「明日香皇女木麴殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌」第一反歌）

歌には「ませば」とあり仮想の詠である。明日香川にシガラミ(井堰)を置き、水を塞ぎ止め、プールされていたならば……と想定した歌である。シガラミが機能していたなら、のどかな光景になるのにと、行く川の激しさを嘆くことで、その川の名を持つた皇女の死を悼む表現としている歌である。井堰は歌の景として描写されるまでに人々の中に定着していたということが確認できる。

(02) 佐保河之水平塞上而殖之田乎 尼作

刈流早飯者獨奈流倍思

家持續(8・一六三五)

「尼作頭句井大伴宿禰家持所詠尼續末句等和歌一首」

この歌(注2)はその水利としての事例である。大伴家持は娘を掠め取る男を比喻する形で下句を繋いでいる。こうした井堰は「井堤(井代・為提)の語形で(03)〜(07)の歌々にみられる。

(03) 泊瀬川流水尾之湍乎早井提越浪之音之清久

(7・一一〇八、作者未詳「詠河」)

叙景としての歌であり、井堰を溢れ流れる水の清らかさを音でスケッチしているが、この歌で泊瀬川にシガラミが築かれていたことが確認できる。

(04) 朝井代尔来鳴早鳥汝谷文君丹戀八時不終鳴

(10・一八二三、作者未詳「詠鳥」)

これも井提の朝の光景を叙したものであり、人々に日常の景の一つに過ぎないまでに馴染まれていたことがわかる歌となっている。

(05) 朝東風尔井堤超浪之世柒似裳不相鬼故瀧毛響動二

(11・二七一七、作者未詳)

上二句は(03)歌と類似する景で、下句の序詞となつていく。この歌はその下句が難解である(注3)。三四句の「よそめにも相はぬものゆゑ」は「遠くよそ目にも逢いはしないのに」(稲岡耕二氏『萬葉集全注』による)と解し、そうではあるのに人の噂は「瀧も響動に」なつて自分のところまでも響いて来るといふ歌であろう。問題は上句の序詞が、即ち井提の浪が、どういふ関係で下句を導いているのかということになる。井提を越す浪音が静かであるというのであれば、そのようにひっそりとして会わずにいるという意味で三四句の情意を修飾するものであるうし、井提を越す浪音が激しいものであるというのであれば、その激しい滝音のようにといふ意味で第五句の情意を修飾するものであるう。この歌に即して見ると、これは水量の問題ではなくて、第一句の「朝東風に」とあることと関わつて来るものであるう。『萬葉集』には「春日野之芽子落者朝東風尔副而此間尔落来根」(10・二二二五、作者未詳)と「朝東風」が詠ま

れている『萬葉集』に見られる「東風」は以上の二首。この歌によれば、東風が萩の頃の風として描かれていて、春に限定される後世の東風とは異なることがわかるが、萩の花弁を運ぶ風として、そよ風ではない強い風が描かれている。これによると、(05)歌の「朝東風に井堤超す浪」とは、強風に煽られて井堰を越している浪の様子となり、その激しさが第五句に冠する比喩として働いているということになる。

(06) 玉藻苅井堤乃四賀良美薄可毛戀乃余村女留吾情可聞

(11・二七二二、作者未詳)

この歌も難解な歌である。最近の一般的な解釈では、例えば、第四句までを「しがらみ(柵)の密度が薄くて水を堰きとめろ力の弱い意で、恋の障碍の少ないことを譬えたものと覚しい」(伊藤博士『萬葉集釈注』—これは澤瀉久孝氏『注釈』の解を受けるもの)と理解している。二人の間に大きな障害物があれば恋は沸き立つものであるというのである。第五句は一転して、障害物が原因なのではなくて、「私一人の気持ちの上からのことか」と自身を省みている歌となっている。小伏志穂氏は当該歌の各種解釈を列挙した上で、第三句の「薄」は「泊」に通ずるという土屋文明氏の『私注』の指摘から展開し、第三句を「と(止)むるかも」と訓み、「ぬでのしがらみが止めるのであるうか。恋が停

滞している。」との解を提出している(注4)。小伏案を肯うものではないが、小伏案が出て来ざるを得ないまでに難解な歌である。「初句も無理だし、三句も失語だらうと思はれる」(武田祐吉氏『全註釈』、「他の歌からの借物であるからだらう」(同上)、「序のつづきも説明出来ず、一首としても意をなさない」(土屋文明氏『私注』)なども指摘されている。一首の歌の解釈は横へ置かざるを得ないが、当稿としては「井堤」「四賀良美」の語と恋情とが詠歌上関連して出ていることを確認したい。

(07) 伊香保呂能夜左可能為提尔多都努自能安良波路萬代母

佐祢乎佐祢豆婆

(14・三四一四、上野国東歌)

『萬葉集』中唯一の虹(努自)の歌として知られている東歌である。その虹の第三句までが序となつて下に冠している。この第一・二句の「伊香保ろの夜左可の為提」はスケールの大きな叙景である。「夜左可能為提」は「八尺の井堤」であり、「八」は実数ではなく数値の大きいことを意味している(注5)。「尺」も一丈(二丈)の十分の一を示す長さの単位というよりも、「八尺」で雄大さを形容している詞と見るのがよく、川幅いっぱいに張られた大きな井堤を意味しており、その上に虹が立つというのである。虹が井堤の大きさを物語り、この井堤が当地の一つの景であつたことがわかる歌となっている。

(08) 愛常吾念情速河之雖塞々女猶哉將崩

(4・六八七、大伴坂上郎女)

この歌自体には「井堤」の語が出ないが、井堤の景が前提となつて詠まれている歌である。この歌の背景には、当時の土木技術では何とも制しきれず、水圧で脆くも崩壊して行く井堤の光景がありありとスケッチされている。これはあちこちで見られた景に違いない。広瀬和雄氏は主に灌漑の面から井堰を第一段階から第四段階に区分して考究している。その第一段階の西浦橋遺跡(大阪府)について、考古上の知見から「幾度となく破損、修理が繰り返されたことを物語っている」と指摘しているが(注6)、これは萬葉代にあつても右の大伴坂上郎女の(08)歌から確認できることとなる。

右の(01)歌と(06)歌に「しがらみ」の語が出ていたが、名詞「しがらみ」は動詞「しがらむ」の連用形から転じた語であり、何かにからみつくことを意味している。

田辺福麻呂が平城旧都を描写した「悲寧樂故郷作歌」の長歌の一節に、

(09) 炎乃 春尔之成者 春日山 御笠之野邊尔 櫻
花 木晚牢 兒鳥者 間無數鳴 露霜乃 秋去來者
射駒山 飛火賀鬼丹 芽乃枝乎 石斧見散之 狹男壯鹿

者 妻呼令動……

(6・一〇四七、田辺福麻呂)

と出る。この「芽の枝をしがらみ散らし」は、「狹尾壯鹿乃胸別にかもあまきはきのちりすきにける」(8・一五九九、大伴家持)と描かれるように、鹿は萩の枝を胸で分けながら(胸別に)進むものであり、その結果、萩の花を体にからみつけて散らすというこの歌の描写となる。動詞例はこの一例である。動詞例も名詞例も共に、前途を遮ることに関わる語であるが、動詞例は井堰と直接には関係がない。それが名詞「しがらみ」となると、四例の全て(前出の(01)歌(06)歌、及び次掲の(10)歌(11)歌)が一字一音の「四賀良美」といった萬葉仮名で表記され、語の意味も井堰としての事例に限定され、用法の固定化が見られるのである。

(10) 明日香川湍瀬尔玉藻者 雖生有四賀良美有者 靡不相

(7・一三八〇、作者未詳「寄河」)

先の(01)歌の景とは逆に、この歌ではプールされて水が濺いでいる有様を叙したものであり、瀬々の玉藻の靡く光景が見られないと嘆息している歌となっている。

(11) 吾妹子 吾戀樂者 水有者 才賀良 三超而應 逝所思
或本歌發句云 相不思人 乎念久 (11・二七〇九、作者未詳)

この歌は、「川の水は、しがらみが存在していても、それを越えて流れている、同様に我が恋もしがらみを越えて行こう」(注

こ」という激しい恋情の表出を描いている。先の(06)歌においても「しがらみ」は恋情表出と連動していたが、既に『萬葉集』において「しがらみ」の語は恋情表現語(恋情語)として固定化していると見てよい。そのことは、この歌の歌末に、「或本歌発句云」として第一二句の異同が示されている。「或本」の歌を復元すると、

相ひ思はぬ人を念はく水ならばしがらみこえてゆくべく思
ほゆ
(11・二七〇九、或本歌)

となる。歌は、片思いに人を思っていて、ある壁に当面しているのであるが、それも乗り越えて行こうというのである。こうした「類歌」(注8)の存在は、「しがらみ」詠の一定の広がりや髣髴とさせるものとなってくる。

以上、『萬葉集』の「しがらみ」の語は、「川のしがらみ」(井堤)という用法に限定されていると共に、それらは単なる叙景ではなくて、「恋情に関わるしがらみ」という文脈で、即ち恋情表現語として、その用法が固定化されているのである。

三、「関」を詠む歌

セキ(「塞」)の語も動詞「セク」に由来する語である。萬葉

歌において、動詞「セク」は以下のように見られる。

- (01) 明日香川しがらみ渡し塞かませば進る水ものどにか
有らまし
(2・一九七、人麻呂、既出)
- (12) 安須可河泊世外登之里世波安麻多欲母為祢己麻思乎
世外得四里世婆
(14・三五四五、東歌(未勘国))

(12) 歌の上句は都歌の模倣であることが「明日香川」の語から容易に理解できる(注9)。明日香川の井関で水が堰き止められるように、二人の関係に邪魔が入るとあらかじめわかっていなければ、一夜だけでなく幾晩も連泊すれば良かったという歌になっいて、その下句の性愛表現は東歌ならではの表現になっている。このセクの例も恋情(と言うよりも性愛)に関わつての用法であり、都の「明日香川」が引かれたのは「せく」という恋情(性愛)表現を必要としたためということになる。

- (13) 言出云忌々山川之當都心塞耐在
(11・二四三二、柿本人麻呂歌集歌)
- (14) 名毛伎世婆人可知見山川之瀧情平籌敢而有鴨
(7・一三八三、作者未詳「寄河」)

(13) 歌は「言に出でて云はば忌々しみ」と言霊による習俗から言いたいことを抑えるという因由が描かれ、下句で「山中を流れる急流のように激する私の心を抑えている」とあって、この

セクは自分で自分の心をコントロールするという意味で使用されている。第三者による「セク」であれば、邪魔をされる意となるが、自分の行為としては抑制の意として使用されることになる。(14)歌も(13)歌と同様で、第一・二句の「吐息をついたなら他人の知るところとなるので」の表現にやや変化をもたせている歌である。

(08) 愛しと吾が念ふ情速河の塞きせきに塞せくとも猶なほや崩くえなむ
(4・六八七、大伴坂上郎女、既出)

「塞せきに塞せく」は「セク」の強調用法である。相手を思う激流のような感情を上句に描き、その激情をいかに塞せき止めようとしても、その井堰はあつけなくも崩れ去るであろうと描き上げている。「恋情に関わるしがらみ」の詠法同様に、川をセキ止めることを詠む歌も、恋情に関わつての歌い方に用法が固定していることがここに見て取れる。

次に、名詞例「セキ」を見る。

(15) 夜干玉之夜渡月乎将留尔西山邊尔塞毛有梗毛せま

(7・一〇七七、作者未詳「詠月」)

「夜渡る月」を留めたいので西の山辺に「塞せき」がないものか、有れば良いものであるがという歌で、もとより仮想詠ではあるが、これはゴーストストップとしての関を詠んだという以上には出

ない内容である。

(16) 出行道知末世波せせ 豫よ妹乎将留塞毛置末思乎せま

(3・四六八、大伴家持)

「悲傷亡妾作歌」の一首で、家持の習作期の挽歌である。亡妾を引き留める「塞せま」を置きたいものだとするこの歌も、関のゴーストストップ機能を詠んでいるのに過ぎない。

この(15)歌(16)歌に出る「塞せま」は、川をセキ止める意の延長上の用法としてよりも、行旅という面から、以下に見る行政施設としての「関」を念頭に置いての歌であると認めてよい。

行政施設としての「関」は、「三関」の語が「大宝令」及び「養老令」(注10)に見られると共に、「木乃關」(紀伊国関)、「刀奈美能勢伎」(砺波関)が『萬葉集』に見られ、木簡では「川口關」も確認されている(注11)。館野和己氏は『続日本紀』『出雲國風土記』『類聚三代格』『文徳実録』『三代実録』等に見られる関の例を指摘し(注12)、永田英明氏はこれに加える事例を指摘している(注13)。

「三関」では、「不破乃世伎」が明確な形で『萬葉集』に詠まれている(注14)。

(17) 阿志加良能 美佐可多麻波理 可閑理美須 阿例波久
江由久 阿良志乎母 多志夜波婆可流 不破乃世伎 久

江亙和波由久 牟麻能都米 都久志能佐伎尔 知麻利
為弓 阿例波伊波々牟 母呂々々波 佐祁久等麻乎須
可閑利久麻豆尔 (20・四三七二、常陸国防人、倭文部可良麻呂

防人歌には珍しいこの長歌において、「足柄坂」不破の関が位置付けられて出て紫の崎」という大きな行程上に不破の関が位置付けられて出ている。足柄坂と共に特記すべき地点であったことがわかる。それは防人と言えども関ではノーチェックではなくて、「過所」(後出)による確認があったからであろう。単なる通過地点ではなかったのである。後に示す(24)歌に出る「関」もこの不破関である。

「愛発関」の名は直接には見えないが、都から越前に流された罪人中臣宅守の歌に、

(18) 等保伎山世伎毛故要伎奴伊麻左良尔安布倍伎与之能奈
伎我佐夫之佐 一云 左必之佐 (15・三三七四、中臣宅守)

と詠まれている(後出)。また、
(19) 八田乃野之浅茅色付有乳山峯之沫雪寒零良之

(10・二三三二、作者未詳) 詠黄葉)

と出る「有乳山」は「愛発関」が念頭にあって出て来る地名であろう。「鈴鹿関」は『萬葉集』には出て来ない(注15)。

紀伊国関(注16)は、

(20) 吾背子之跡履求追去者木乃關守伊将留鴨

(4・五四五、笠金村)

とある。笠金村が「所談娘子」で、即ち娘子からの委嘱を受けて作ったとされる長歌の第二反歌で、手弱女が行幸従駕の夫を追ったなら、紀伊国の関守に行く手をはばまれるであろうという内容である。「関」だけではなく、「関守」の語が確認できて貴重である。

砺波関(注17)は、大伴家持の歌に見られる。

(21) 夜伎多知乎刀奈美能勢伎尔安須欲里波毛利敵夜里蘇倍
伎美乎等登米牟 (18・四〇八五、大伴家持)

題詞に「天平感實元年五月五日、饗東大寺之占墾地使僧平榮等。于時守大伴宿祢家持、送酒僧歌」とある一首で、宴席における引き留め歌である。

以上、その多くはゴーストツップの機能として歌に詠みこまれているが、上代の「関」は単なるゴーストツップ(固関)機能のみではなく、役所として機能していたことが明らかになっている(注18)。

(22) 過所奈之尔世伎等婢古由流保等登藝須多我子尔毛夜麻
受可欲波牟 (注19) (15・三三七四、中臣宅守)

「過所」は通行手形を意味するものであり、過所木簡も出土

している(注20)。この歌は、ホトトギスは自由通行だから良いと自由の身の上を羨んだもの言いの一首となっている。

(18)とほき山世伎もこえきぬいまさらにあふべきよしのな

きがさぶしき (15・三七三四、中臣宅守、既出)

右の(22)歌と既出の(18)歌は、都の女人と隔てられているという意識を関の存在で強調した歌となっている。中臣宅守にとっては通行手形の有無以前の問題として、拘束拘禁されている流人であったのであるが、中臣宅守と狭野弟上娘子との一連の贈答歌には「まるで従駕官人かと錯覚する」(注21)までに詠歌自体は自由な心持ちで作っている。この(22)歌にも、(18)歌にも、「恋するものを隔てる関」という恋情表現が指摘できる。これは「しがらみ」の歌にも、また日常詠としての「塞」の歌にも、恋情に関しての隔てになるものとしての表現が見られたが、行政施設としての「関」にも同様に恋情表現上隔絶されるものとして歌に詠まれていることが確認できる。そういう詠歌上の枠組が出来ていたのである。

(23)安我未許曾世伎夜麻故要言許已尔安良米許已呂波伊毛
尔与里尔之母能平

(15・三七五七、中臣宅守)

この歌においても全く同様のことが指摘できる。そうした表現の枠組の上にこの歌は成り立っていると見て良い。

(24)關無者還尔谷藻打行而妹之手枕卷手宿益平

(6・一〇三六、大伴家持)

天平十二年聖武天皇関東行幸時の従駕歌であり(注22)、その題詞には「不破行宮大伴宿祿家持作歌一首」と記されている。

「不破行宮」の目前に、この「關」即ち不破関が位置している(注23)。詠歌上、「関無くは」と歌い出している。現実問題としては、関の有無は問題でなく、内舍人(注24)として聖武天皇に従駕している大伴家持にとって、自由通行など出来るはずはないのである。これを裏返せば、この歌において「関無くは」と歌うのは、まさに恋情表出上から来る表現の必然としてあったということになる。

このことは、越中守としての家持が都に残した妻への「恋情」を歌う次の長歌(25)「述戀緒歌一首」の中で「関」を持ち出しているのも全く同じ事情からであると言うことができる。

(25)……多麻保己乃 路波之臙保久 關左閑尔 敝奈里氏
安礼許曾…… (17・三九七八、大伴家持「述戀緒歌一首」)

四、おわりに

以上、「しがらみ」「井堤」「せく」「関」の語とその関連語を

見てきた。共通するのは、両者を分断する「隔」という概念である。隔概念を有する動詞に「へだつ」「へだたる」「へなる」がある。以下はその代表例を見て行く。

一つは七夕歌に特徴的に見られるものである。

(26) 久方天印等水無川隔而置之神世之恨
ひさかたのあまうしとみなしがはたておましかよしうめし

(10・二〇〇七、柿本人麻呂歌集)

(27) 不合者氣長物乎天漢一隔又哉吾戀將居
あはなくはけながきものまあながはへたてまたやあこひまをむ

(10・二〇三八、作者未詳)

(28) 安麻泥良須可未能御代欲里夜洲能河波奈加尔敝
あまでらすかみのみやよりや洲のかはなかに
だてて夜洲能河波奈加尔敝

太三々…… (18・四二二五、大伴家持「七夕歌一首」長歌)

(29) 多夫手二毛投越都倍吉天漢敝太而礼婆可母安麻多須辨
たぶてにもなげこしつべあまのがはへだてればかもあまたすべ
なま

奈吉 (8・一五二二、山上憶良)

(30) 波都乎婆奈々々尔見牟登之安麻乃可波辨奈里尔家良之
はつときばなはなにもみむとしあまのかはへなりをけらし
としのまなく

年緒奈我久 (20・四三〇八、大伴家持「七夕歌一首」)

牽牛と織女の間、天漢(安麻乃可波・夜洲能河波)が大きく隔たつているというもので、これは隔概念としてよく理解できるものである。

また次に挙げるのは、恋する二人の間に山や川或いは白雲が介在すると歌うもので、その用例も少なくない。代表例を掲げる。

(31) 都奇見礼婆於奈自久尔奈里夜麻許曾婆伎美我安多里乎
つきみればおなじくになりやまこそはまがあたりを
へだてたりけれ
敝太三多里家礼 (18・四〇七三、大伴池主)

(32) 安之比奇能夜麻波奈久毛我都奇见礼婆於奈自伎佐刀乎
あしひまのやまはななくもがつきみればおなじとを
こころへだてつ
許己呂敝太庭都 (18・四〇七六、大伴家持)

(33) ……君与吾隔而戀流利波山飛超去而……
ままとあれとへだててこふるとなみやまととびこゆきて

(19・四一七七、大伴家持)

(34) 波漏々々尔於忘方由流可母志良久毛能智弊仁邊多天留
はろはろにおもほゆるかもしらくもへへだてる
つくしのくには
都久紫能君仁波 (5・八六六、吉田直)

(35) 従情毛吾者不念寸山河毛隔莫國如是戀常羽
つらもあれはおもはずままもなだらかにかくらむとは
(4・六〇一、笠女郎)

(36) 海山毛隔莫國奈何鴨目言乎谷裳幾許乏寸
うみやまもへだたらなくになにしかめことまだにもこころとしき
(4・六八九、大伴坂上郎女)

(37) 月讀之光二来益足疾乃山寸隔而不遠國
つくよみのひかりにまませあしひまのやまきへなりてとほからな
(4・六七〇、湯原王)

(38) 一隔山重成物乎月夜好見門尔出立妹可將待
ひとへやまへなれるものをつくよよみかどにいでてもかまらむ
(4・七六五、大伴家持)

(39) 春霞輕引山乃隔者妹尔不相而月曾經去来
はるがすみなびくやまのへなればいもにあはずつつきまへにける
(8・一四六四、大伴家持)

(40) 月見國同山隔愛妹隔有鴨
つきみればくにはおなじやまへなりうつくしもはへなりたる鴨

(11・二四二〇、柿本人麻呂歌集)

(41) 立名付青垣山之隔者數君言不問可聞

(12・三一八七、作者未詳)

(42) 宇流波之等安我毛布伊毛乎山川乎奈可尔敏芬里豆夜須

家久毛奈之

(15・三七五五、中臣毛守)

(43) 山川乎奈可尔敏芬里豆等保久登母許己呂乎知可久於毛

保世和伎母

(15・三七六四、中臣毛守)

(44) 多麻保許能道乎多騰保美山河能敏芬里氏安礼

婆 孤悲之家口 氣奈我积物能乎……

(17・三九五七、大伴家持「哀傷長逝之弟歌一首」)

(45) 安之比紀能夜麻伎敏芬里氏多麻保許乃美知能

等保家婆……

(17・三九六九、大伴家持「更贈歌一首」)

(46) 安之比奇能夜麻伎敏芬里氏等保家騰母許己呂之遊氣婆

伊米尔美要家利

(17・三九八一、大伴家持「述戀緒歌一首」第三反歌)

(47) 之良久毛能多奈妣久夜麻乎伊波祢布美古要敏

芬利奈婆……

(17・四〇〇六、大伴家持「入京漸近悲情難撥述懷一首」)

山や川は恋し合う者を隔てるものとしてあり(注25)、また白雲は隔絶した距離を表すものとしてある。順序からすれば、こうした山・川・白雲といった自然物が隔絶の因となっていると

歌うのが原初の姿であろう。その「川」の一つの展開の姿として七夕歌が位置しているのが見るのがよい。と共に、俎上に行っている「しがらみ」「井堤」「せく」や行政用語の「関」を詠む歌々もまた、山・川・白雲といった自然物の一つの展開の姿として存在していると理解できる。(25)歌として掲げていた「関」を詠んだ歌には、

(25) ……たまほこの 路はしとほく 関さへに 敏芬里てあれこそ……

(17・三九七八、大伴家持「述戀緒歌一首」、既出)

とあつて、この間の展開の一階梯を物語る例となっている。

大久間喜一郎氏が指摘している「川を渡る女」(注26)は、右の「隔概念」と無関係ではないであろう。また、中西進氏が水辺婚姻習俗と指摘している「水辺の婚」(注27)も、この「隔概念」からの捉え直しが可能であろう。

注

1 飛鳥の運河については、いわゆる「狂心渠」と『斉明紀』二年是歳条に記されているもので、これは一九九八年に飛鳥池東方遺跡で検出された大溝SD010であろうと考えられる。『奈良国立文化財研

究所年報「1998Ⅱ」（一九九八年九月）及び『奈良国立文化財研究所年報「1998Ⅱ」（一九九九年九月）の「流路SD010」である。同年報は、この「流路SD010」を「狂心渠」と認定するのに慎重であるが、和田萃氏『飛鳥』（岩波新書、二〇〇三年八月、一四九頁）や後述の館野和己氏「古代奈良盆地の水運」は、積極的に「狂心渠」であると認めている。藤原宮の運河については、木下正史氏に記述がある「運河と都の造営」（『飛鳥・藤原の都を掘る』吉川弘文館、一九九三年七月）。河内の運河「古市大溝」については、水利と舟運との両説がある。広瀬和雄氏「河内古市大溝の年代とその意義——古代における開発の一形態——」（『考古学研究』二九卷四号〈通巻一六号〉、一九八三年三月）は、舟運説に疑義を呈し灌漑水利説をとり、その年代を七世紀初頭のものとする。一方、原秀禎氏は、地理学から「古市大溝」の水路について、石川から東除川に至る詳細なコースを明らかにし（『古代の「古市大溝」に関する地理学的研究』『人文地理』三二卷一号、一九七九年二月）、その後同氏は、地理的観点から灌漑用水路と見るのこの不自然さを指摘して、舟運説を提示している（原秀禎氏「河内「古市大溝」再考」桑原公德氏編『歴史地理学と地籍図』ナカニシヤ出版、一九九九年一〇月）。この「古市大溝」に関する諸論は、後述の広瀬和雄論注6の「古代の開発」を含め、遠藤慶太氏から教示を受けた。記して謝意を表する次第である。

当稿脱稿後のものであるが、館野和己氏が当稿と同様の指摘をしている（古代奈良盆地の水運）季刊『明日香風』一〇五号、二〇〇八年一月。参考までに付記しておく。

2 廣岡義隆「田園耕作歌の成立」（伏見稻荷大社『朱』五二号、二〇〇八年二月）。廣岡義隆「大伴家の談笑」（『千華万葉』第一三二回、『金雀枝』二〇〇九年二月号、掲載予定）、参照。

3 第三句の「世染似裳」は、現存諸本が「世蝶似裳」であり、古点と思しい古訓は「たやすにも」である。この古訓は『廣瀬本萬葉集』と共に、新出の『嘉暦傳承本萬葉集』逸文（田中大士氏「嘉暦傳承本万葉集の newly 資料——宮内庁書陵部藏鷹司家旧藏本『万葉集卷第十一』——久保木哲夫氏編『古筆と和歌』所収、笠間書院、二〇〇八年一月）も同様である。今は『萬葉考』の誤字説により、「蝶」字を「染」（染）と認定し、現今の「よそめにも」の訓にいちおう拠って示した。

4 小伏志穂氏「ぬでのしがらみ「薄可毛」考」（関西大学『國文學』七七号、一九九八年三月）。

5 廣岡義隆「聖教」（『千華万葉』第一〇八回、『金雀枝』二〇〇七年三月号。新興社新書『萬葉の散歩みち』上、収載予定）。

6 広瀬和雄氏「古代の開発」（『考古学研究』三〇巻二号〈通巻一一八号、一九八三年一〇月〉『展望日本歴史4大和王権』東京堂出版、

所収。

三重県内の堰の事例としては、貝蔵遺跡（松阪市壙野中川町）・片部遺跡（同上）がある。『壙野史』（考古編、松阪市発行、二〇〇六年三月）の第二章「弥生時代」（執筆、和氣清章氏）に両遺跡に関する報告が載り、貝蔵遺跡に関して、「大溝1は最大で幅一六m、最小で約六m、深さは最深部で一・八mある。内部には西端で径〇・八mの丸太材を利用した堰一列が確認された。堰は横木を渡し、板材の立て板によつて組まれたもので、立て板材の上面にはヨシ、アシなどの植物による防水が施される。…中略…片部遺跡の大溝へ連なるものと推定される。」（一三八頁）と具体的な記述があり、トレース図面（一三九頁）がある。また片部遺跡についても、「大規模な堰跡」「板材上面に葦等の植物遺体を中心とした網代状の植物片が確認できる事から、堰構築時には板材全面に網代を被覆したものと考えられる。」「堰構造体としては、…中略…水路に平行するなどの従来確認されている堰とは大きく異なつた形状を示す堰である。この堰の構造は、水を堰き止める構造ではなく、水の流速を調整する機能を有する堰」（以上、一五八頁）「片部遺跡の流水施設は、大溝、溜め池、水位調整池、分水施設の四機能を有すると考えられ、現在のダムのな施設と考えられる。」（二五九頁）とあり、同書の口絵3には堰跡のカラー写真を載せている。この貝蔵遺跡・片部遺跡の報告については、森川幸雄氏（亀

山市教育委員会）の教示によつた。

7 この歌の第四句の「超而」には、「こえて」と「こして」の両訓がある。「水」「之賀良三」という自然物を主とすると「こして」の訓になり、「吾」を主とすると「こえて」の訓になる。今は「吾」を主体にした「こえて」の訓によつた。

8 大久間喜一郎氏の「類歌」の概念規定による。同氏「万葉類句歌考」（初発『明治大学教養論集』六一号、一九七一年一月。同氏「万葉類句歌考（改訂版）」（同氏『古代文学の伝統』所収、笠間書院、一九七八年一〇月）によつた。

9 加藤静雄氏「歌の移動」（『高岡市万葉歴史館紀要』創刊号、一九九一年三月、同氏『続万葉集東歌論』所収。同氏「東歌を歌う」（『上代文学』七一号、一九九三年一月、同氏『続万葉集東歌論』所収。同氏『万葉東歌の世界』はなわ新書（塙書房、二〇〇〇年十二月）。

10 早く「大宝令」に「三関」と見え、『令集解』卷十九、考課令「関司」条所引「古記」「國史大系」本、五七七頁、「養老令」に「三関」の呼称が見られる（日本思想大系『律令』軍防令54）。「三関」の創設時期その他については、胡口躰夫氏に「三関について」（『日本書紀研究』一九冊、一九九四年二月）がある。また「三関」の停廃時期その他については、松本政春氏に「古代三関考」（『続日本紀研究会編』『続日本紀の時代』塙書房、一九九四年二月）がある。他に「三

関」に関する論考は少なくない(仁藤智子氏『平安初期の王権と官僚制』吉川弘文館、二〇〇〇年九月、参照。廣岡義隆に、「近江は畿外?」(はなわ新書『萬葉のこみち』塙書房、二〇〇五年一月)がある。参照されたい。

11 『平城宮木簡 一』(平城宮発掘調査報告V、奈良国立文化財研究所史料第五冊、一九六九年一月。木簡番号七九号。廣岡義隆「河口」『東海の万葉歌』おうふう、二〇〇〇年七月)、参照。奈良文化財研究所の「木簡データベース」(最終確認、二〇〇八年五月一七日)によると、他に「不破関」や「美濃関」の称が記された木簡が確認できる。

12 館野和己氏は、「律令制下の交通と人民支配」(初発、一九八〇年。同氏『日本古代の交通と社会』所収本による。塙書房、一九九八年二月)において、「奈羅の割」「尾垂割」「手間割」「戸江割」「白河割」「菊多割」「相坂關割」「大石關割」「龍花關割」「足柄關」「碓氷關」等を列挙している(同氏著二五頁「表1」)。

13 永田英明氏「奈良時代の王権と三關」(考古学研究会第一〇回東海例会資料集『古代東海と奈良時代王権』所収発表資料、二〇〇八年二月二〜三日)。永田氏はこの中で、「龍田山・大坂山」の關『日本書紀』天武八年十一月是月条、「攝津・長門」(養老衛禁律26)、「玉前割」(多賀城木簡)の事例を館野氏(注12)の表に追加している(同

氏「表1 7〜9世紀の史料にみえる關・割」)。

14 「不破関」の創設については、前出の注10で、胡口靖夫氏が壬申の乱当時において既に恒常的な関が存在したことを推論している。

静岡県浜松市の伊場遺跡出土の過所木簡には、「美濃関向京」(伊場遺跡三〇号木簡。木簡学会編『日本古代木簡選』岩波書店、一七八頁。一連番号30)と「美濃関」の呼称で出る。「不破関」の初出については、『角川地名大辞典21岐阜県』(一九八〇年九月)が簡明に次のように記している。「史料上の初見は「二代要記」白鳳元年三月条の「初置不破関」とする記事で、「帝王編年記」では白鳳二年七月条に「始立不破関」と記しているが、ともに信憑性がない。一方、正史である「日本書紀」には関の記事は見えないが、…下略…」。

15 「鈴鹿関」の初出は『日本書紀』壬申紀の「塞鈴鹿山道」の続きに「鈴鹿関遣使奏言、…故置関焉。」(『日本書紀』卷二十八、天武天皇上、元年六月甲申(二十四日)条)とある。これを文飾と見る説もある。鈴鹿関の規模等の基本的事項については、『続日本紀』の記事をもとに、『鍾関町史』上巻(関町役場、一九七七年三月)が早くに指摘している(三五頁〜)。

16 「紀伊国関」は比定地不明。平安末期の『秘府本萬葉集抄』(『萬葉集叢書』第九輯の写本版による)には「タツカユミトハ紀伊國二有。風土記二見タリ。弓ノトツカヲ大ニスル也。其ハ紀伊國ノ雄山ノ也」

木守ノ持弓也トソ云ヘル。」(第十九、四二五七番歌条)とあり、頭昭の『袖中抄』(『冷泉家時雨亭叢書』第三六卷の写真版による)にも同文で「頭照云。タツカユミトハ考紀伊國土記云。弓ノトツカヲオホキニスル也。ソレハ紀伊國ノ雄山ノセキモリカモツ弓ナリトソイヘル。」(第五、「タツカユミ」条)とある。大養孝氏の『万葉の旅』には、所在未詳。なお、大阪府泉南郡南海町鳥取から和歌山市湯屋谷に越える雄ノ山峠越(国鉄阪和線トンネルをうがつ)の南麓、市内中筋の北に、もと紀州街道の関があつて、雄の関、また白鳥の関とよばれていた。例歌(巻四一五四五)の趣にはあわないが、この関のことか。あるいは、この歌の場合、作者が確たる所在を考えず、想像によつていつたものか。(中巻、社会思想社、一九六四年七月)とある。村瀬憲夫氏も『万葉の歌9和歌山』(保育社、一九八六年八月)で、『萬葉集抄』『袖中抄』を引いて、「紀伊の関はこのあたり(阪和線雄ノ山トンネル)にあつたかと推定されている。」としている。しかしながら、それだとJ尺阪和線沿いのコースとなり、石井庄司氏が「これは和泉から紀伊に越える道で、大和から行く道にはないところである」(『萬葉集總釋』巻第四、五四五番歌条)とし、これを受けて武田祐吉氏は「その男は行幸に従つて眞土山を越えて行つたのだから、その路線の上にもむべきである」(『萬葉集全註釋』同歌条)とする。まさに萬葉代の道程は「眞土山」(当該長歌)

から「妹背乃山」(第一反歌)のコースであるJ尺和歌山線沿い、即ち紀ノ川沿いであり、そのコースに「木乃關」(第二反歌)を考へるのが良い。土屋文明氏が「背山は古く畿内の南限であつたから其所に「關」があつたと見れば、此の歌の場合にもよく合ふ」(『萬葉集私注』同歌条)としているのが推定説としては無難なところである。

17 砺波関の位置も不明である。露木悟義氏は「富山県西砺波郡砺波山の東麓にあつた関。関跡は不明。」(『万葉の歌15北陸』「万葉地名案内」保育社、一九八五年二月、二四二頁)とする。また、松原弘宣氏は「一般の関に武装集団が派遣されていたことは」として、『萬葉集』の当歌を引き、「礪波関に守部が派遣されていたことが確認できる」としている(同氏「水上交通の検察システムについて」『続日本紀研究』三三七号、二〇〇二年四月、同氏『古代国家と瀬戸内海交通』所収、吉川弘文館二〇〇四年二月。引用は所収本による)。

18 役所機能ということについては桑原滋郎氏「多賀城と東北の城柵」(古代日本を発掘する4『大宰府と多賀城』所収、岩波書店、一九八五年三月)に言及があり、知見となった。このことについては、鈴木拓也氏が平川南氏の成果に言及しており、平川南氏は工藤雅樹氏の考察を指摘して、当条に関する研究史の概要は以下のようなになる。工藤雅樹氏「多賀城の起源とその性格」(『古代の日本』8『東北』角川書店、一九七〇年一〇月)。平川南氏「古代における東

北の城柵について」(『日本史研究』一三六号、一九八二年四月)。鈴木拓也氏「古代東北の城柵と移民政策」(同氏『古代東北の支配構造』第二章、吉川弘文館、一九九八年三月)。

なお不破関について、岐阜県教育委員会編『美濃不破関Ⅰ』(一九七五年三月)及び同編『美濃不破関Ⅱ』(一九七八年三月)が出ている。後者を今仮に『美濃不破関(Ⅱ)』とする。この(Ⅱ)において、庶務執行のための建物(庁)についての言及がある(四一頁)。不破関の全貌については不明であるが、館野和己氏に簡略なまとめがある(「コラム不破関」新版「古代の日本」⑦『中部』角川書店、一九九三年一月、二四二頁)。

19 第四句の「多我子」は、定訓が無い。西本願寺本『萬葉集』には「アマタカネ」(右、薄墨別筆)、「オホクノ子」(左、別筆書込)の訓がある。これに基づいて第四句を「アマタガコニモ」(寛永版本・武田祐吉氏『全註釈』)と訓む案がある(吉井麻氏の『全注』は、本文を「多之子」と意改して「オホクノコニモ」の訓をとっている)。また佐佐木信綱氏の『新訓萬葉集』(岩波文庫、一九二七年一〇月)には、「まねくわがこにも」とある。「多我子」をその本文のままに訓むなら、「アマタガコニモ」或いは「マネクワゴコニモ」の訓によることになる。都に残した狭野弟上娘子のことをひたすらに思慕する中臣宅守の歌であることを考慮すると、「多くの子に通ふ」という

一首になるよりも、歌意から「まねくわがこにも」が合致する。この「まねくわがこにも」の八音節は、字余り法則の第三則(2)に合い、今、この訓によった。

20 「過所」については「関市令Ⅰ」(日本思想大系『律令』)に規定があり、過所制度については、例えば館野和己氏に「律令制下の交通と人民支配」(注12)がある。過所木簡(過所符)については、『平城宮木簡 Ⅱ』(木簡番号一九二六、一九七五年一月)に代表的な阿伎伊刀古麻呂の過所符があり、その所論としては例えば平川南氏に「過所木簡」(『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、二〇〇三年一月、書き下ろし稿)がある。最近のものとして、明日香村飛鳥の石神遺跡第十九次調査で検出された木簡に「道勢岐官前□」があり、その「勢岐官」について市大樹氏はセキノツカサと読み、「関所の通過を認めてもらうためのパスポートであったと考えられる」としている(市大樹氏「木簡からみた石神遺跡」季刊『明日香風』一〇四号、二〇〇七年一〇月)。「木簡研究」の最新号(二九号)は、二〇〇五〜二〇〇六年の第十八次調査の報告となっていて、石神遺跡第十九次調査報告は未載である。

21 廣岡義隆(山川隔(へな)る恋——中臣宅守と狭野弟上娘子)、『万葉集相聞の世界 恋ひて死ぬとも』雄山閣、一九九七年八月)。

22 一連の歌については、廣岡義隆に「狭狭行宮における大伴家持詠

について」(『三重大学日本語学文学』一六号、二〇〇五年六月)及び「行宮作歌放」(『三重大学日本語学文学』一八号、二〇〇七年六月)がある。

23 注14・注18、参照。

24 「内舍人」とは、「大宝令の施行によって、初めて補任された(軍防令五位子孫系)。その職務は、帯刀して天皇に近侍・宿衛し、時には天皇の様々な使いとなり、行幸の際には天皇の周りを警衛すること、いわば、天皇の親衛隊であった。」(仁藤智子氏「行幸における従駕形態をめぐって」初発一九八九年、同氏『平安初期の王権と官僚制』所収第一章による。注10参照などと一般に説明される役職であり、今の場合、『萬葉集』の題詞(6・10)二九番歌系に「内舍人」大伴宿祢家持」と明記されている。大伴家持の従駕については、仁藤教史氏に「古代王権と行幸」(同氏『古代王権と官僚制』臨川書店、二〇〇〇年五月)がある。

25 廣岡義隆「山と川と」(注10の『萬葉のこみち』)及び廣岡義隆「山川隔(へな)る恋」(注21)、参照。

26 大久間喜一郎氏「川を渡る女―但馬皇女をめぐって―」(『國學院雑誌』六八巻九号、一九六七年七月。同氏『古代文学の構想』所収)。

27 中西進氏「水辺の婚」(『萬葉集の比較文学的研究』書き下ろし稿、南雲堂桜楓社、一九六三年一月。『中西進万葉論集』第二巻所収)。

*当稿は、二〇〇七年九月一四日に開催された人文学部伊勢湾・熊野

地域研究センターでの二〇〇七年度第三回伊勢湾熊野研究会例会及び二〇〇七年一〇月二八日に開催された園田学園女子大学での第三六七回「上代文献を読む会」(十月例会)で発表したものであり、

当稿の原案を脱稿した形で両研究会に臨んだ。その骨子は変わっていないが、性格の異なる両研究会において、以下の各氏から、種々の教示をいただき、研究史上の補正をすることが出来た。武笠俊一・森川幸雄・山田雄司・山中章／遠藤慶太・影山尚之・桑原祐子・辻憲男・宮川久美・村瀬憲夫の各氏。中でも、遠藤慶太氏・森川幸雄氏(龜山市教委)・山中章氏からは格別の御教示と史料教示を賜った。記して御礼申し上げたい。またその後、二〇〇八年二月一〜三日に、三重大学を会場として、考古学研究会第一〇回東海例会が開催された。この時の第一テーマが「聖武王権と東国行幸」(第一日)であり、第二テーマが「古代王権と三関」(第二日)であった。記したように、当稿の骨格は成っていたが、この時の知見に基づいて若干の補いをおこなった。

*当稿中、「今昔文字鏡」によって示した箇所がある。記して謝意を表したい。

「ひろおか よしたか 本学教員」